

○農林水産省令第七十一号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五百五十八号)第八十九条第一項前段及び第九十条第二項並びに漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第十一条の規定に基づき、漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年三月二十八日
農林水産大臣 谷津 義男
漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
第二十九条中「解散」の下に、「分割」を加える。
第三十一条第一項中、又は合併により解散したを「合併により解散し、又は分割(当該共済契約に係る漁業の経営の全部を承継させ、又は当該共済契約に係る共済目的たる漁具を承継させるものに限る。)をした」に改め、同項ただし書中「同項第二号又は」を「同項第二号八又は」に改める。
別表第一中「百分の百五」を「百分の百」に改める。

附則
1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
2 改正後の漁業災害補償法施行規則別表第一の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約については、なお従前の例による。
○経済産業省令第五十号
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成三年政令第三百二十七号)別表第二の四の項の上欄の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第二の四の項の上欄に規定する複写機に関する省令を次のように定める。
平成十三年三月二十八日
経済産業大臣 平沼 赳夫
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第二の四の項の上欄に規定する複写機に関する省令
(複写機の適用除外)
第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)別表第二の四の項の上欄に規定する経済産業省令で定める複写機は、次に掲げるものとする。

一 A2版以上の用紙に複写が可能な構造のもの
二 毎分八十六枚以上の複写が可能な構造のもの
三 毎分十六枚以上の複写が不可能な構造のもの
(使用済複写機の装置)
第二条 令別表第二の四の項の上欄に規定する経済産業省令で定める使用済複写機の装置は、次に掲げるものとする。
一 駆動装置
二 露光装置
三 給紙・搬送装置
四 定着装置
附則
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
○経済産業省令第五十一号
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成三年政令第三百二十七号)別表第三の十五の項の上欄の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第三の十五の項の上欄に規定する石油ストーブに関する省令を次のように定める。
平成十三年三月二十八日
経済産業大臣 平沼 赳夫
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第三の十五の項の上欄に規定する石油ストーブに関する省令
一 開放式であつてしん式自然対流式のもの
二 開放式であつてしん式強制対流式のもの
三 気化式であつて自然対流式のもの
四 半密閉式のもの
附則
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
○経済産業省令第五十二号
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成三年政令第三百二十七号)別表第五の六の項の中欄の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の中欄第一号に規定する特定容器包装を定める省令を次のように定める。
平成十三年三月二十八日
経済産業大臣 平沼 赳夫

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の中欄第一号に規定する特定容器包装を定める省令
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の中欄第一号に規定する特定容器包装であるものとして経済産業省令で定めるものは、次に掲げる商品の容器とする。
一 特定容器包装(商品の容器であるものに限る。)のうち主として紙製のものであつて、次に掲げるもの
イ 箱及びケース
ロ カップ形の容器及びコップ
ハ 皿
ニ 袋
ホ イから二までに掲げるものに準ずる構造、形状を有する容器
ヘ 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
ト 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器
ニ 特定容器包装(商品の容器であるものに限る。)のうち主としてプラスチック製のものであつて、次に掲げるもの
イ 箱及びケース
ロ 瓶
ハ たる及びびけ
ニ カップ形の容器及びコップ
ホ 皿
ヘ くほみを有するシート状の容器
ト チューブ状の容器
チ 袋
リ イからチまでに掲げるものに準ずる構造、形状を有する容器
ヌ 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
ル 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器
附則
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

○経済産業省令第五十三号
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第十条第一項の規定に基づき、パルプ製造業及び紙製造業に属する事業を行う者のスラッジの発生抑制等に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。
平成十三年三月二十八日
経済産業大臣 平沼 赳夫
パルプ製造業及び紙製造業に属する事業を行う者のスラッジの発生抑制等に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
(目標の設定)
第一条 パルプ製造業及び紙製造業に属する事業を行う者(以下「事業者」という。)は、パルプ製造業及び紙製造業に係るスラッジ(以下「パルスラッジ」という。)の発生抑制等を計画的に行うため、ペーパー・スラッジの発生抑制等に関する目標を定めるものとする。
(設備の整備)
第二条 事業者は、次に掲げる設備その他のペーパー・スラッジの発生抑制等のために必要な設備を計画的に整備するものとする。
一 パルプ又は古紙に係る微細な繊維又はてん料を回収する装置その他のペーパー・スラッジの発生を抑制する製造設備
二 焼却装置その他のペーパー・スラッジを再生資源として利用できる状態にする設備
(技術の向上)
第三条 事業者は、次に掲げる技術の向上その他のペーパー・スラッジの発生抑制等のために必要な技術の向上に計画的に取り組むものとする。
一 製品に係る製造歩留まりの向上、古紙に係る塗工剤その他の成分の回収その他のペーパー・スラッジの発生を抑制する製造方法の改良
二 セメントクリンカー原料用、製鋼工程における保温剤用その他の有効な用途へのペーパー・スラッジの利用の増進
三 土壌改良材用、融雪剤用その他のペーパー・スラッジの利用に係る新規の用途の開発
(設備の運転の改善等)
第四条 事業者は、第一条の目標を達成するため、前二条に規定するもののほか、設備の運転の改善その他のペーパー・スラッジの発生抑制等のために必要な措置に計画的に取り組むものとする。

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の中欄第一号に規定する特定容器包装を定める省令
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の中欄第一号に規定する特定容器包装であるものとして経済産業省令で定めるものは、次に掲げる商品の容器とする。
一 特定容器包装(商品の容器であるものに限る。)のうち主として紙製のものであつて、次に掲げるもの
イ 箱及びケース
ロ カップ形の容器及びコップ
ハ 皿
ニ 袋
ホ イから二までに掲げるものに準ずる構造、形状を有する容器
ヘ 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
ト 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器
附則
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。